

20 宇市人第 753 号  
平成 21 年 1 月 26 日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

## 提 起 書

平成 21 年度以降の宇治市職員の給与及び休暇等の見直しについて、下記のとおり提起する。

## 記

### 1 給与の見直しについて

#### 諸手当の見直し

#### (1) 地域手当の支給割合の変更について

現行支給割合「100 分の 8」を、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までは「100 分の 7」に、平成 22 年 4 月 1 日以降は「100 分の 6」に変更する。

#### (2) 特殊勤務手当の見直しについて

特殊勤務手当全般について、今日の市民感覚を踏まえ、見直しするものとし、具体的な内容については速やかに提起する。

## 2 「休暇」及び「職務に専念する義務の免除基準」の見直しについて

### (1) 「参観休暇」及び「子の看護のための休暇」の廃止について 参観休暇及び子の看護のための休暇を廃止する。

- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。

### (2) 「ファミリーサポート休暇」(有給)の創設について ファミリーサポート休暇(有給)を創設する。

期間は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下「当該子」という。)を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合に、1年について7日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、7日に当該子の数から1を減じて得た数を加えて得た日数)以内でその都度必要と認められる期間とする。

- ① 当該子の看護
- ② 当該子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添い
- ③ 当該子が在籍する、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

- ・ 取得単位は、1日・半日・時間とする。
- ・ 休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする

### (3) 「父母祭忌の休暇」の日数の変更について

「慣習上最小限度必要と認められる期間」を「1休暇年度につき1日以内」に変更する。

- ・ 休暇年度は、毎年1月1日から12月31日とする。
- ・ 取得単位は、必要な時間とする。
- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。ただし、経過措置として、平成21年度は、休暇年度を4月1日から12月31日までとする。

### (4) 「結婚休暇」の日数の変更について

「10日以内」を「6日以内」に変更する。

- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。ただし、経過措置として、平成21年3月31日までに休暇取得を開始する場合は「10日以内」とし、平成21年4月1日から平成21年12月31日までに休暇取得を開始する場合は「8日以内」、平成22年1月1日以後休暇取得を開始する場合は「6日以内」とする。

(5) 「服喪休暇」の日数の変更について

服喪休暇のうち、配偶者が死亡した場合の日数「10日」を「7日」に変更する。

- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。ただし、経過措置として、平成21年3月31日までに休暇取得を開始する場合は、「10日」とする。

(6) 「運転免許更新にかかる職務に専念する義務の免除」の廃止について

運転免許更新にかかる職務に専念する義務の免除を廃止する。

- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。

(7) 「職務に専念する義務の免除基準」の一部の特別休暇（有給）への変更について  
次に掲げる職務に専念する義務の免除基準の一部を特別休暇（有給）に変更する。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断等により勤務が不可能となった場合
- 2 風水震火災その他非常災害によりり災し、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
- 3 証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合
- 4 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

- ・ 取得単位は、1日・半日・時間とする。
- ・ 実施時期は、平成21年4月1日とする。

(8) 「裁判員として官公署に出頭する場合の特別休暇」（有給）の創設について

裁判員として官公署へ出頭する場合の特別休暇（有給）を創設する。

- ・ 取得単位は、1日・半日・時間とする。
- ・ 実施時期は、平成21年5月21日とする。